

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	令和5年度省エネ家電製品購入促進補助金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、令和5年度省エネ家電製品購入促進補助金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県菊陽町長

公表日

令和5年10月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	令和5年度省エネ家電製品購入促進補助金事業の実施に関する事務			
②事務の概要	エネルギー効率の良い省エネ家電製品の購入を支援することで、家庭における電気料金の負担軽減と温室効果ガスの削減を図るとともに、マイナンバーカードの普及と利活用を促進するため、マイナンバーカードを所有し、公的給付支給等口座登録簿に預貯金口座を登録している町民に対し省エネ家電製品購入促進補助金を支給する。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・補助金の振込先口座となる公的給付支給等口座登録簿に登録されている預貯金口座情報の照会			
③システムの名称	1. 統合宛名システム 2. 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 対象者情報ファイル、2. 公的給付支給等口座登録簿情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・令和5年デジタル庁・総務省告示第37号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)第15号			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 【情報提供事務】 なし 【情報照会事務】 (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・令和5年内閣府・総務省告示第38号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)第15号			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	総務部 総合政策課			
②所属長の役職名	総合政策課長			

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総合政策課 電話 096-232-2112

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]